

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 4 号

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（令和元年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。